

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

### ■お問い合わせ

旭川労働基準監督署  
電話 0166・35・5901

## 「税を考える週間」書道展のお知らせ

村では小学校3年生から中学生の協力のもと、次のおり書道展を開催しますので、ぜひお立ち寄りください。

### ◆展示場所・期間

- 占冠村総合センター ロビー  
11月7日～11日
- トナムコミュニティセンター ロビー

11月14日～18日

国税庁では11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、税の意義や役割、適正な申告及び納税の必要性をともに考え、税に関する意識を高めていただく期間としています。

国税庁のホームページに「税の学習コーナー」があり、クイズやゲームなどで、楽しみながら税金について学ぶことができますので、ご覧ください。

【参考】国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

### ■お問い合わせ

総務課税務担当  
電話 56・2125

## 「北海道女性の活躍支援センター」出張相談会を実施します

北海道では、女性の結婚、子育て、介護などライフステージや就業、起業など様々な相談に対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しています。

この度、上川総合振興局において出張相談会を開催しますのでお知らせします。

日時 11月14日(月)  
14時20分～16時

場所 上川総合振興局  
3階301会議室

相談員 伊藤 順子  
(株)ワタラクシア代表取締役/行政書士

相談を希望される方は、11月11日までに電話によりご予約ください。(電話011・204・5711)

北海道女性の活躍支援センターの取組について、詳しくはホームページをご覧ください。  
<http://www.1-north.jp/kat-suyaku/>

### ■お問い合わせ

北海道環境生活部くらし安  
全局道民生活課女性支援室  
電話 011・206・6954

## 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施

11月14日～20日に全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間を実施します。標記強化週間では、通常の相談時間を延長し、夫・パートナーからの暴力、職場でのセクシャルハラスメント等女性の権利に関する相談を受け付けていますので、お悩みの方はどうぞご相談ください。相談は無

## 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

### ■優良講習 (30分)

- ◎11月7日(月) 13時～
- ◎11月15日(火) 13時～
- ◎12月5日(月) 13時～
- ◎12月15日(木) 13時～

### ■一般講習 (1時間)

- ◎11月7日(月) 14時～
- ◎11月15日(火) 14時～
- ◎12月5日(月) 14時～
- ◎12月15日(木) 14時～

### ■違反講習 (2時間)

- ◎11月25日(金) 13時～
- ◎12月12日(月) 13時～
- ◎12月16日(金) 13時～

### ■初回講習 (2時間)

- ◎11月10日(木) 13時～
- ◎1月10日(火) 13時～

## 住民懇談会のご案内

ご都合のよい会場にお越しください

日	時	会場
11月4日(金)	18:30	トナムコミュニティセンター
11月7日(月)	14:30	双珠別住民センター
	18:30	川添団地集会所
11月8日(火)	18:30	美園地区集会所
11月9日(水)	18:30	占冠村コミュニティプラザ
11月10日(木)	18:30	占冠地域交流館

■お問い合わせ 企画商工課広報担当  
電話 56-2124

# お知らせ

料、秘密は厳守します。

## 【電話番号】

0570・070・810

(全国共通ナビダイヤル)

## 【相談時間】

11月14日～18日

8時30分～19時

11月19日～20日

10時～17時

## ■お問い合わせ

旭川地方公務局人権擁護課  
電話 0166・38・1114

## 育児・介護休業法及び 男女雇用機会均等法が 改正されます

### 《主な改正点》

#### 施行日

平成29年1月1日

○介護休業の分割取得

○介護休暇・看護休暇の取得単位の柔軟化

○介護のための残業免除の新設

○育児休業及び介護休業が取得できる有期契約労働者の範囲が拡大

○いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置の新設

等

これに伴い、事業主の皆様は就業規則等の改正が必要になりますので、施行日まで

ご準備をお願いします。改正内容の詳細はホームページをご覧ください。

## ■お問い合わせ

厚生労働省北海道労働局

雇用環境・均等部指導課

電話 011・709・2715

## 北海道労働局からのお知らせ 雇用保険の適用拡大等 について

雇用保険法等の一部改正により平成29年1月1日から、  
①65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。  
②65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象となります。③育児休業・介護休業給付金の要件が見直されます。

雇用保険の適用要件を満たし平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合などは管轄ハローワークに取得届を提出する必要があります。

詳しくは管轄ハローワークにお問い合わせください。

## ■お問い合わせ

ハローワーク富良野  
電話 23・4121

ご厚志に  
感謝いたします。

◆瀬戸静枝さん(字中央)から、亡夫(故瀬戸誠一さん)の香典返しを廃し、またとまくるの頃のお世話に感謝し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人

占冠村社会福祉協議会

◆大沼八恵子さん(字中央)から、亡子(故大沼敦資さん)の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人

占冠村社会福祉協議会

## ニニウキャンプ場の利用状況 をお知らせします

※9月利用状況  
入場者数 690人  
(宿泊 535人 日帰り 155人)

■お問い合わせ  
産業建設課農業担当  
電話 56-2174

## 村営住宅等入居者募集のご案内

### 募集团地 ●受付期限 11月15日(火)

●中央地区 5戸	●トマム地区 9戸
○川添団地	○第2トマム団地
3DK 2戸	3LDK 6戸
○中央団地	○みなし特公賃住宅※
1LDK 1戸	3LDK 2戸
○第2千歳団地※	○トマム団地※
4LDK 2戸	3DK 1戸

※第2千歳団地・みなし特公賃住宅は、所得基準が異なります。トマム団地は、入居資格が異なります。詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。

## ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね12月1日(木)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当  
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当  
☎56-2172

皆様の入居をお待ちしています